はつかいち文化ホール現況調査等業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

はつかいち文化ホール現況調査等業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2　業務概要

(1) 業務名
はつかいち文化ホール現況調査等業務

(2) 業務の目的
別紙「はつかいち文化ホール現況調査等業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務内容
別紙「はつかいち文化ホール現況調査等業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間
契約締結日の日から令和６年９月30日まで

(5) 履行場所
はつかいち文化ホール（廿日市市下平良一丁目11番１号）

(6) 業務に要する費用の上限額
金29,993,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3　参加資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、(3)から(7)の全てを満たしていること。
なお、共同企業体の場合は、代表する事業者が(1)又は(2)のいずれかに該当し、(3)から(7)の全てを満たし、その他の構成事業者は(1)又は(2)のいずれかに該当し、(4)から(6)の全てを満たす者であること。

(1) 令和５・６年度測量・建設コンサルタント等業務の廿日市市競争入札参加資格者名簿のうち「建築関係建設コンサルタント」部門に登録されている者にあっては、募集開始の日から契約締結までの間において、廿日市市から指名除外措置を受けていない者であること。

(2) 令和５・６年度測量・建設コンサルタント等業務の廿日市市競争入札参加資格者名簿のうち「建築関係建設コンサルタント」部門に登録されていない者にあっては、次のアからオに掲げる資格を有すること。なお、参加表明書とともに、証明する書類を提出すること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であ

ること。

イ　直近２年間において、建築関係建設コンサルタント業務の実績があること。

ウ　廿日市市契約規則（昭和63年４月１日規則第15号、以下、「契約規則」という。）第２条の規定に該当しないこと。

エ　廿日市市に納税義務がある場合、市税の滞納がないこと。

オ　消費税及び地方消費税の未納がないこと。

(3) 建築士法第23条の３第１項の規定に基づく一級建築士登録事業者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく暴力再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者でないこと。

(6) 廿日市市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成21年10月１日告示第177号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 平成25年度以降に完成・引渡しが完了した国及び地方公共団体又は公共法人（法人税法別表第１に掲げる公共法人）並びに特別目的会社（地方公共団体等との契約よりPFI事業を行う共同企業体（SPC））が発注した業務で、固定席1,000席（複数のホールを有する施設の場合は、その施設で最大の客席数）以上を有する音楽ホールの劣化調査及び整備計画策定業務（改修や保全計画等を含む。)、整備に係る設計業務（基本計画や基本構想の策定を含む。）又は特定天井の改修に係る設計業務を元請け（共同企業体の場合は代表企業）として完了した実績を有すること。

4　プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施日（期間）
募集開始	令和５年 12 月 25 日（月）
質問受付	募集開始の日～令和６年１月 15 日（月）
参加表明書の提出期限	令和６年１月 19 日（金）
企画提案書の受付	令和６年１月 24 日(水)～令和６年２月２日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和６年２月 14 日（水）
選定結果の通知	令和６年２月下旬（予定）
契約締結	令和６年３月中（予定）
選定結果の公表	契約締結後

5　参加手続

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、廿日市市公式ホームページ（以下、

「市ホームページ」という。）からダウンロードすること。

市ホームページ（トップページURL　http//www./city.hatsukaichi.hiroshima.jp）

(1) 参加表明書の提出

ア　提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(ｱ) プロポーザル参加表明書（様式１）　１部

共同企業体の場合は、代表する事業所が作成し、その他の構成事業者を別紙（任意様式）で添付すること。

(ｲ) 応募者の企業概要（任意様式。パンフレット等でも可。）　１部

共同企業体の場合は、全ての事業者について提出すること。

(ｳ) 誓約書（様式２）　１部

(ｴ) 委任状（任意様式）　１部

本店の代表者から廿日市市を管轄する営業所等の長に対し、本プロポーザルへの参加、契約締結等の権限を委任する場合に提出すること。

イ　提出期限

令和６年１月19日（金）17時15分（必着）

ウ　提出場所

廿日市市教育部生涯学習課

〒738-8501　廿日市市下平良一丁目11番１号

エ　提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※　郵送の場合は、配達の記録が残る方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負わない。

※　持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年１月３日（以下、「休日」という。）を除く８時30分から17時15分までとする。

オ　その他

参加表明者が多数の場合は書類による一次評価を実施する。この場合、一次評価を実施する旨とその結果について、参加表明者へ改めて通知する。

６　質問の受付・回答

(1) 質問方法

本実施要領、仕様書等に係る質問は、質問書（様式３）を電子メールに添付して提出すること。メールの表題（件名）には、「はつかいち文化ホールプロポーザルに関する質問（事業者名）」と明記すること。

※　提出後は、電話にて受信確認をすること。ただし、電話・来庁による質問には応じない。

(2) 受付期間

募集開始の日から令和６年１月15日（月）最終日は16時まで

※　電話による受信確認は、休日を除く８時30分から17時15分までとする。

(3) 提出先

廿日市市教育部生涯学習課生涯学習推進係

E-mail：shogaigakushu@city.hatsukaichi.lg.jp

電話番号：0829-30-9203

(4) 回答方法

受け付けた質問への回答は、質問者を伏せた上で、随時市ホームページで公表する。最終受付の質問は、令和６年１月17日（水）17時15分までに公表することとし、個別の回答は行わない。

７　企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類及び部数

ア　提案書（様式４～６、一部任意様式）　１０部（正本１部、副本９部）

イ　見積書及び内訳書（任意様式）　１０部（正本１部（要押印）、副本９部）

※　見積額は、消費税及び地方消費税の額を含めた総額とし、内訳書には、業務内容及び人件費や事業費等の積算内容がわかるように記載すること。

ウ　情報非公開希望申立書（様式７）　１部

※　非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、必ず提出すること。

(2) 提出期間

令和６年１月24日（水）８時30分から令和６年２月２日（金）17時15分まで（必着）

※　持参の場合の受付時間は、休日を除く８時30分から17時15分まで

(3) 提出場所

廿日市市教育部生涯学習課

〒738-8501　廿日市市下平良一丁目11番１号

(4) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※　郵送の場合は、配達の記録が残る方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負わない。

※　持参の場合は、休日を除く８時30分から17時15分までとする。

(5) 企画提案書作成の留意事項

ア　提案内容は、仕様書を参考に次の(ｱ)から(ｴ)の項目について提案し、企画提案書の提案条項の順に題目を明記すること。また、過去の実績によって培われたノウハウを、本業務の遂行に向けてどのように活用できるかの観点を含めて作成すること。また、共同企業体の場合は、代表する事業者が作成すること。

なお、提案した事項は、全て見積価格の範囲内で実施するものとする。

(ｱ) 事業者の概要（様式４）

(ｲ) 業務実績（様式５）

(ｳ) 実施体制（様式６）

(ｴ) 企画提案（任意様式）

・基本事項（本業務に取り組むに当たっての基本的な考え方、提案の動機等）

・実施方法

・独自提案

・業務スケジュール

イ　用紙サイズは、日本産業規格 A4 版縦型、横書きを基本とし、文字サイズは、本文 11 ポイント以上とする。

ウ　前記(ｴ)については、両面使用で８ページ以内（用紙４枚以内で、表紙・裏表紙及び指定様式は、ページ数に含めない。）の構成とし、企画提案書全体を通じて 20 分以内で説明できる内容とすること。

エ　企画提案書には、表紙、目次及び裏表紙をつけ、全ページカラー印刷とする。また、表紙、目次及び裏表紙以外にはページ番号を付し、散逸しないよう綴ること。

オ　年号の表記は、和暦年とすること。

カ　企画提案書の正本にのみ、表紙に提案者の名称を記載し、副本には、提案者が判別できるような内容（具体的な名称や記号（ロゴ等含む。））を一切記載しないこと。

(6) 実施体制

ア　管理技術者

建築士法第２条２項に規定する一級建築士の有資格者で、一級建築士として５年以上の実務経験と本実施要領「３　参加資格要件」(7)に示す業務に管理技術者として携わった経験を有し、本業務の趣旨及び内容を総括的に理解し、業務の遂行ができる者であること。また、応募者（共同企業体の場合は、代表する事業者）と直積的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ　主任技術者

(ｱ) 意匠主任技術者

建築士法第２条２項に規定する一級建築士の有資格者で、一級建築士として５年以上の実務経験を有する者であること。また、応募者（共同企業体の場合は、代表する事業者）と直積的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ｲ) 構造主任技術者

建築士法第２条２項に規定する一級建築士の有資格者で、一級建築士として５年以上の実務経験を有する者であること。

(ｳ) 電気設備主任技術者

電気設備の設計・工事等の業務に係る５年以上の実務経験を有する者であること。

(ｴ) 機械設備主任技術者

機械設備の設計・工事等の業務に係る５年以上の実務経験を有する者であること。

(7) その他

ア　提出された企画提案書等は、提出期限までに自由に改変できるが、改変しようとする場合は、提出された書類をいったん持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に再度提出すること。期限内に再提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

イ　参加表明書を提出しても、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

ウ　企画提案書等の書類のうち、その内容に疑義があり、本実施要領「８　選定方法」(1)に示すプレゼンテーション及びヒアリングの実施の前に確認が必要と担当課が判断した場合、内容の説明を求め、提出期限によらず資料の再提出を求めることがある。

エ　企画提案書等の提出者へは、令和６年２月７日（水）までにプレゼンテーション及びヒアリングの詳細をメールで通知し、あわせて文書を送付する。

８　選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、企画提案書の提出者が１者の場合でも、当該企画競争は成立するものとする。

ア　実施日時

令和６年２月14日（水）　※時間等の詳細は別途通知する。

イ　実施場所

廿日市市役所（廿日市市下平良一丁目１１番１号）

ウ　実施方法

(ｱ) １提案者あたり合計35分以内（プレゼンテーション20分以内、審査委員からの質疑応答15分以内）とし、出席者は、管理技術者を含め、４名以内とする。

(ｲ) プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書等に記載された内容(文章、図、表、画像、スケッチ等)を基に項目順に説明すること。企画提案書等にない新たな提案や追加資料の配布は認めない。

(ｳ) プレゼンテーションでは、パソコンを使用して説明することも可能であるが、使用する場合は、その旨を担当課へ事前に連絡し、パソコン等の機材は提案者が用意すること。ただし、モニター（サイズ55インチ、HDMI接続）は、市が用意する。

(ｴ) プレゼンテーションは非公開で行う。また、匿名で審査するため、発言、服装等で事業者が特定されることがないよう十分注意すること。

(2) 受託候補者の選定

ア　選定委員会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「はつかいち文化ホール現況調査等業務委託事業者選定委員会」が行う。

イ　評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容等（プレゼンテーション及びヒアリング内容）について、評価基準に基づき総合的に評価する。

ウ　評価項目及び配点

評価項目		配点
業務実績	・本業務を適切に遂行することができる実績やノウハウを有しているか。	20 点
実施体制	・配置予定の管理技術者及び各主任技術者の資格、本業務に対する十分な実務経験を有しているか。 ・必要な人員を配置した体制確保や役割分担が適切か。	30 点
企画提案内容	・本業務の趣旨を十分に理解し、積極性があり、本市と連携して業務を円滑かつ適切に遂行することができるか。 ・実施方法が具体的に提案されており、はつかいち文化ホールの特徴や利用状況などを十分に理解した提案内容になっているか。 ・仕様書に指示している以外のことについて、業務達成に有意義で独自の提案がされているか。 ・業務スケジュールが的確か。	40 点
見積書	・企画提案書の内容に対して、妥当な経費が示されているか。	10 点
	合計	100 点

エ　受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高いプロポーザル参加者を最優秀提案者とし、評価結果に基づき、受託候補者を決定する。

オ　選定結果の通知

プロポーザル参加者には、選定結果を文書で通知する。なお、選定結果等についての異議申立は受け付けない。

カ　選定結果の公表

選定結果は、受託候補者の名称、提案事業者数、全提案者の点数（受託候補者以外の提案者の名称は非公表）を市ホームページで公表する。

９　契約（受託候補者特定後）

(1)　提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2)　契約の締結

特定された受託候補者との協議が整い次第、契約規則に基づいて契約を締結することとする。また、受託候補者が「10(1)　失格事項」等に該当するなど契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者を受託候補者として再特定し契約締結に向けた協議を行う。

10　留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

ア　提案を行った事業者（共同企業体の場合は、構成事業者のいずれか）が、本実施要領「３　参加資格要件」を満たさなくなった場合

イ　提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ　提出書類について、本実施要領で示す提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ　正当な理由なく、プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

カ　見積金額が本実施要領「２　業務概要」(6)に示す上限額を超える場合

キ　本実施要領等に違反すると認められた場合

ク　前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2)　その他の留意事項

ア　手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

イ　企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

ウ　緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできないものとする。

エ　企画提案書は、１事業者につき１案とし、複数の提案はできない。

オ　提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。

カ　提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認みとめない。ただし、市からの指示があった場合を除く。

キ　参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式８）により、担当課へ届け出ること。

ク　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

ケ　企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。

コ　提出書類は、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開となるが、これを公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると認められるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第７条第1項第３号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分がある場合は、情報非公開希望申立書（様式７）により、当該部分及び公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。ただし、市の検討結果、公開となる場合もある。

サ　参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

シ　電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

11　担当課・問い合わせ先

所在地　〒738-8501　廿日市市下平良一丁目11番１号

担当部署　廿日市市教育部生涯学習課

電話番号　0829-30-9203

E-mail　shogaigakushu@city.hatsukaichi.lg.jp